

## 4. これまでの傷害共済との相違点について

### 主な相違点

- 手術を受けた場合に保険金が支払われる手術補償を新設し、補償を充実させました。
- 支払事例の少ない後遺障害補償を減額、疾病死亡補償を削除し、効率化を図りました。
- 制度加入金（掛金）は1名あたり一律800円としました。（年度の途中で加入する場合でも、加入時期に関わらず同額です。）
- 各種事務手続きの窓口を日本連盟に一元化し、事務作業の効率化を図りました。

### 4-1. 補償内容

《参考》 これまでの傷害共済と「ボーイスカウト日本連盟そなえよつねに保険」の補償額の比較

※      部が変更点です。

補償項目	傷害共済	そなえよつねに保険	備考
死亡補償	2,000万円	2,000万円	
疾病死亡補償	30万円	—	対象事故無のため削除
後遺障害補償	障害の程度に応じて 3,000～90万円	障害の程度に応じて 2,000～60万円	障害の程度に応じた給付割合は変更なし
入院補償	入院1日につき4,000円	入院1日につき4,000円	(いずれも180日限度)
手術補償	—	手術の種類に応じて 4万円・8万円・16万円	入院保険金が支払われる場合に限り補償対象
通院補償	通院・往診1日につき2,000円	通院・往診1日につき2,000円	(いずれも90日限度)
対物賠償補償	1事故につき500万円限度	1事故につき500万円限度	自己負担額1万円

#### ◆ 手術補償の新設

“ボーイスカウト活動”中の事故により傷害を被り、これを治療するために所定の手術を受けた場合に、新たに手術保険金が支払われます。

支払われる保険金は、受けた手術の種類に応じて、4万円・8万円・16万円のいずれかの金額となります。

- 手術保険金は、入院保険金が支払われる場合に限り、支払われます。
- 予め定められた所定の手術に限り、手術保険金が支払われます。
- 対象となる手術は、事故発生の日から180日以内に受けた手術に限りです。
- 1回の事故について、支払われる手術保険金は1回のみとします。
- 1回の事故について複数の手術を受けた場合には、もっとも高い手術保険金が支払われます。

#### ◆ 後遺障害補償の一部減額

複雑な補償体系を改め、後遺障害補償額を死亡補償額に統一し、最高2,000万円とします。

障害の程度に応じた補償割合（※）を後遺障害補償額に乗じて、支払保険金を算出します。

（※） 障害の程度に応じた補償割合（3～100%）は従来どおりとし、変更はありません。

#### ◆ 疾病死亡補償の削除

傷害共済運用期間の5年間で一度も補償対象事故がなかった疾病死亡補償を削除します。

#### ◆ 異常災害等における補償減額特例の廃止

『そなえよつねに保険』では、日本連盟が保険契約を締結する保険会社が補償の主体者となります。日本連盟では財務面における安全性を十分吟味した上で保険会社を選定しているため、これまでの傷害共済において定めていた「異常災害等における減額給付の特例」を廃止します。

- 保険会社が補償の主体者になることにより、各保険会社が定める普通保険約款及び特約・特別約款、特約書が適用されます。各保険の普通保険約款等についてはいつでも閲覧可能ですので、ご要望の方は日本連盟までお問い合わせください。

#### ◆ 補償の対象となる“ボーイスカウト活動”の要件の厳格化

補償の対象となる“ボーイスカウト活動”について、必ず「活動計画書」及び「参加者名簿」の提出を求めますので、これらが備え付けられていないボーイスカウト活動については補償の対象外とします。

#### ◆ 入院保険金の支払範囲の拡大

入院保険金の支払対象について、従来の「入院した場合」に加え、所定の障害（※）により医師の治療を受けた場合にその期間も含めることとします。

（※）「所定の障害」とは、次の各症状に該当した場合に限ります。

- 両眼の矯正視力が0.06以下である
- 咀嚼くまたは言語の機能を失っている
- 両耳の聴力を失っている
- 両腕の手関節以上のすべての関節の機能を失っている
- 1脚の機能を失っている
- 胸腹部臓器の障害のため、または神経系統や精神の障害のため、またはその他上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られている

#### ◆ 免責規定の厳格化

保険加入者間の公平性を保つ観点から、補償の対象とならない事故に関する規定の一部及びこれまで一部不明確だった規定を補足・明瞭化し（※）、厳格な規定の運用を行います。

（※） 具体的な変更点は下記のとおりです。

- これまで補償の対象外としていた故意による事故に加え、「重大な過失」がある場合も補償の対象外とします。
- これまで明確な統一基準がなかった「虫刺され」による傷害について、毒性のある虫等（アブやマムシ等）に刺され、その直後に病院または診療所に行き医師の治療を受けた場合に限り、補償の対象とします。
- これまで補償の対象外としていた食中毒の範囲に、「ウイルス性食中毒」を加えます。
- これまで補償する条件として定めていたむち打ち症や腰痛などの「他覚症状」の定義を「症状を裏付けるに足る医学的他覚所見のあるもの」と明確化し、また、むち打ち症や腰痛に限定しないこととします。
- これまで補償の対象外としていた危険な活動について、山岳登はんと同等の危険度と考えられる「ロッククライミング（フリークライミングを含みます）」及びリュージュやボブスレーと類似の競技である「ス

ケルトン」も補償の対象外として明確化します。

- 自家用機の操縦等、「職務外の航空機操縦」については、危険の実態を考慮して、補償の対象外とする危険な活動に加えます。
- バラグライダーやパラプレーンは、危険の実態を考慮して危険な活動からこれを除外、補償の対象とします。
- これまで補償の対象外としていた自動車等の競技・競争等について「競技等を行うことを目的とする場所で競技等に準ずる」活動中に生じた事故も補償の対象外となる範囲に含め、明確化します。
- 公道上の競技・競争のうち「法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有して行う」活動中に生じた事故は、競技場における競技・競争と異なる点から、これを補償の対象外の範囲に加えます。
- これまで補償の対象外としていた無資格や酒酔い等によって運転する自動車の範囲に、「工作用自動車やこれに類する自動車」を含めます。
- これまで補償の対象外としていた自動車等の無資格運転について、「走行以外の操作資格」についても適用します。
- これまで補償対象外としていた酒酔い運転の定義を「アルコールの影響により正常な運転ができない恐れがある状態」と明確化します。

#### ◆ 正当な理由が無く事故通知等が遅延した場合の対応

正当な理由が無く事故の通知や保険金の請求手続きが遅延した場合の対応について、被保険者保護の観点から、これまで保険金を支払わないとしていた点を改め、各種手続きの遅延によって調査が生じた等の場合に余計に生じた調査費用等を控除して保険金が支払われるよう変更します（余計に生じた調査費用等が支払われるべき保険金を上回る場合には、保険金は支払われません）。

- ただし、保険法により、保険金請求権の時効は3年です。

## 4-2. 制度加入金（掛金）

この保険に加入するために必要な制度加入金（掛金）の金額は、加入時期に関わらず、1名あたり一律800円とします。

- 日本連盟が保険会社に支払う保険料が、傷害共済運用時での当該費用に比べ大幅に増額しました。そこで、日本連盟としては、「そなえよつねに保険」への加入者の増員、事故率の低下、固定費用の縮減等の施策を懸命に講じることを前提に、制度加入金（掛金）の値上げ幅を300円にとどめ、800円にしました。
- 『そなえよつねに保険』（日本連盟が研究し、その成果をもとに保険会社に開発を依頼しました）は、日本連盟が特別に団体契約を締結できる保険です。これを維持運営するための日本連盟事務運営費（加盟登録員は185円、非登録員は77円不足）を含みます。
- これまでの傷害共済において一部の年度中途加入に適用されていた制度加入金（掛金）の割引はありません。

### 4-3. 手続き

この保険に関わるあらゆる事務手続きの窓口を日本連盟に一元化します。

これにより、これまで地区や都道府県連盟を経由していた加入申込書類について、今後は日本連盟へ直接郵送してください。

- 加入に関する事務処理については、傷害共済開始当時には無かったコンピュータによる処理システムの開発・運用（IT化）により、日本連盟事務局が直接処理する方式が、間違いのない効率的で迅速な業務処理手法であることを検証したため、これまでの傷害共済において地区や都道府県連盟を経由していた手法を改め、日本連盟が直接受け付ける手法を採用いたしました。

#### ◆ 加入手続き

加入申込みの際に必要な書類の中に、新たに「加盟員情報リスト出力（入力後）」を加えます。

また、加入申込書類は、加入時期に関わらず、すべて日本連盟へ直接郵送してください。

その他加入手続きに関する詳しい内容については、10ページの【3-2. 加入手続き】をご覧ください。

《加盟員情報リスト出力（入力後）》

加盟員情報リスト出力（入力後）	入力種別	所属区分	地区連盟	加入日	加入区分	加入区分	加入区分	加入区分
1. 1997-03-31	加入	10	10	1997-03-31	加入	加入	加入	加入
1. 1997-03-31	加入	10	10	1997-03-31	加入	加入	加入	加入
1. 1997-03-31	加入	10	10	1997-03-31	加入	加入	加入	加入
1. 1997-03-31	加入	10	10	1997-03-31	加入	加入	加入	加入
1. 1997-03-31	加入	10	10	1997-03-31	加入	加入	加入	加入
1. 1997-03-31	加入	10	10	1997-03-31	加入	加入	加入	加入
1. 1997-03-31	加入	10	10	1997-03-31	加入	加入	加入	加入
1. 1997-03-31	加入	10	10	1997-03-31	加入	加入	加入	加入
1. 1997-03-31	加入	10	10	1997-03-31	加入	加入	加入	加入
1. 1997-03-31	加入	10	10	1997-03-31	加入	加入	加入	加入

#### ◆ 事故が発生したときの手続き

事故が発生した場合には、これまでの傷害共済と同様、まずは日本連盟までご一報ください。

事故の内容等を確認した上で、日本連盟より保険金請求に必要な書類を送付いたします。

- 補償の主体者が保険会社へ替わることに伴い、保険金の支払いは、指定された金融機関口座に保険会社より直接行われます。
- 事故が発生した際の報告先やその他制度全般に関する問い合わせは、＜日本連盟 安心・安全制度推進室＞で受け付けています。

### 4-4. その他

これまでの傷害共済において日本連盟が担っていた補償の主体者としての役割を保険会社に委ね、日本連盟は安心・安全制度を円滑に運営するための運営主体者としての役割に専念します。

「そなえよつねに保険」の基盤となる保険契約を個別に3社の保険会社と締結し、日本連盟はその保険契約者、この保険に加入した方々は被保険者（保険の対象となる方）となります。

- この保険がボーイスカウト活動特有のリスクを補償する目的であるため、個々の事故に関する補償対象の可否に関する判断について、日本連盟が積極的に関与します。
- 「そなえよつねに保険」は、各保険の普通保険約款及び特約・特別約款、特約書が定める規定に基づいて補償が提供されます。各保険の普通保険約款等はいつでも閲覧可能ですので、ご要望の方は日本連盟までお問い合わせください。